

第1回 熊本市自治推進委員会会議録概要

日時：平成24年5月29日（火） 午前10時半～12時

会場：熊本市役所別館（駐輪場） 8階会議室

出席者：上野委員長、荒木副委員長、浅尾委員、石田委員、金子委員、坂口委員、
中村委員、野中委員、毎熊委員

欠席者：松崎委員

事務局	<p>1 委嘱状交付</p> <p>(1) 委嘱状交付</p> <p>ただいまより自治推進委員会委員の委嘱状交付を行います。本日の委嘱状交付につきましては、市長の代理といたしまして、高田企画振興局長が行わせさせていただきます。なお、委嘱状は委員を代表して浅尾委員にお渡しをし、それ以外の委員の方につきましては、お手元に配布をさせていただいております。浅尾委員は前の方によりしくお願いいたします。</p> <p>(高田企画振興局長より浅尾委員へ委嘱状を交付)</p>
高田局長	<p>(2) 高田企画振興局長あいさつ</p> <p>4月から企画振興局長を賜っております、高田と申します。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>第1回の自治推進委員会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。本来ですと、市長が参りまして、委嘱状を交付していただいて、挨拶というところでございますけれども、あいにく公務が入っておりますので、私の方から挨拶をさせていただきます。</p> <p>まずもって、委員の皆様方には、大変お忙しい中、今回快く委員にご就任いただきまして、本当にありがとうございます。</p> <p>ご存知の通り、本市におきましては、市民の参画と協働によるまちづくりをかねてより推奨しているところでございます。そのために平成22年4月自治基本条例を、又、翌年の4月には市民参画と協働の推進条例を制定し、協働の取り組みを推進している最中でございます。</p> <p>また、自治推進委員会はこれらの取り組みが、着実かつ円滑に進められるために設置されておりまして、大変重要な役割を果たしていただけると期待しているところでございます。</p> <p>皆様方には、2年間の任期を通しまして大変なご苦勞をおかけするとは思いますが、特に本年におきましては、自治基本条例の見直しに関しまして、本市の将来像、各区役所でのまちづくりの姿を念頭においてご審議いただき、本年度中に答申書をまとめていただけたらと思っております。</p> <p>今後この委員会におきまして、新しい観点、そして様々な角度からご検討いた</p>

	<p>だき、本市の自治推進に資する提言をいただければと思っているところでございます。委員の方々の熱心なご議論を心からお願い申し上げ、私の挨拶にさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>2 第1回自治推進委員会</p> <p>(1) 開会</p> <p>ただいまから、第1回熊本市自治推進委員会を開会いたします。委員長選出まで、進行を務めさせていただきます市民協働課の和田でございます。よろしくお願い致します。それでは配布しております資料の確認をさせていただきます。</p> <p>(資料確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回自治推進委員会次第 ・委員名簿 ・資料1「熊本市自治基本条例検討経過について」 ・資料2「市長からの諮問事項について」 ・資料3「答申書」 ・資料4「熊本市自治推進委員会規則」 ・熊本市自治基本条例 ・熊本市自治基本条例解説 ・熊本市市民参画と協働の推進条例 ・熊本市市民参画と協働の推進条例解説 <p>それでは、当委員会の公開と会議録についてお願いがございます。まず、当委員会では、公開で開催致しますこと、また、会議録につきまして事務局が録音をして作成をし、委員長にご確認をいただいた後、熊本市のホームページで公表いたしますことをあらかじめご了承願います。</p> <p>(2) 委員紹介</p> <p>それでは、次第に沿って、進行をさせていただきます。まずは委員のご紹介をさせていただきます。事務局から、お手元の名簿順にお名前を申し上げますので、委員の方々から自己紹介を含めて、委員を務めるに当たっての所信やご自身の活動、自治に関するお考えなど、何でも構いませんので、ご発言をお願いいたします。まず浅尾委員からお願いいたします。</p>
浅尾委員	<p>浅尾裕幸でございます。地域活動として桜木東校区の校区自治協議会の事務局長をしております。自治基本条例の制定に関しまして一番最初に市長の呼びかけで116名の公募があり、市民会議素案という、市民意見を集約する過程に参加しておりました。その時、起草委員を務めさせていただき、最初から最後まで全部出たのは私だけだと思います。その辺のことでご質問とかありましたら、私の方で対応させていただいてもいいかなと図々しく思っております。</p> <p>その後、自治基本条例に関しては見させていただいて、ずっと委員さん達の検</p>

	<p>討会などほとんど傍聴させていただきました。今日荒木先生に参加いただきますが、特に議会と市民と行政の方々の議論、そういうところの検討委員会も開催されておりましたが、そこも聞いてきておりました。</p> <p>今回出てきた最大の理由は、最初の頃からずっと見ている、関わっている委員が、中で発言できるのも大事なのかなという思いで応募させていただきました。そういうことも踏まえて、採用していただいたのかなと思っております。個人的には、建築の設計をしております。昨年度の大震災は、大変ショックでした。4ヶ月ほど東北へ行ったり来たりして、色々学ばせていただいています。そういうことも、色んな所でお話できればお役に立てるかなと思っております。以上でございます。</p>
荒木委員	<p>荒木でございます。熊本へ帰って来まして12年目を迎えております。それまでは東京で40年ほど暮らしておりました。地方自治が専門でございまして、特に住民自治の充実強化を狙いとした研究を半世紀近くやってきました。10年ほど前から熊本市に関わり、もう年が年だから代わりの人をと思っていたのですが、最初手がけたことを投げ捨てる訳にもいきませんので、自分のやってきたことが少しでもお役に立てればと思い、今回も引き受けさせていただいた次第です。よろしくお願いいたします。</p>
石田委員	<p>石田聖と申します。私は現在、長崎の方で社会福祉関係の事務系の仕事をさせていただいているのですが、熊本大学にも籍を置いておまして、大学院の方で、主に官民協働のまちづくりについて研究をしております。2年間程アメリカの西海岸の方に留学してまして、その中で住民と行政が協力しながら、新しい公共政策の政策案や意見を共有していくというプロセスについて研究しております。私がアメリカに留学するきっかけになったのは、熊本市の文化国際課がやっている、人づくり基金です。3年程前になるのですが、熊本市の姉妹都市があるテキサス州サンアントニオの市民参加の事例を研修で調査したことがありまして、その時アメリカにとっても関心を持ちまして、アメリカに学ぼうという心を熊本市に育てていただきました。実際アメリカで2年間学んできたことを、何らかの形で熊本市に還元したいと思い、この委員に応募しました。よろしくお願いいたします。</p>
上野委員	<p>熊本大学の上野と申します。研究では、政治学、行政学をやっておまして、市町村合併、あるいは自治体経営とか、行政の仕事にも、多少関わる機会もいただいております。1番関心がある研究テーマは、ソーシャルキャピタルですが、いわゆるコミュニティレベル、中山間地域、農山漁村、都市部のコミュニティのあり方をもっとうまく回せないかということで、ネットワークや信頼性を実証的に分析をして、施策に活かしていくようなことをやっております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
金子	<p>こんにちは。私は結婚依頼、九州各県を18年くらい回っていたのですがけれど</p>

委員	<p>も、主人の実家の富合町に帰ってきて24年になります。各地をずっと回り、住みやすい所というのはどういう所か、自分が住みやすいようにするにはどうしたらいいかということに興味があり、富合町に帰って来て、婦人会に入りました。それから、色んなことを発言したりしていたら、会長ということで押し上げられて、自分達が住むまち、安心安全住みやすいまちを考えております。よろしくお願ひいたします。</p>
坂口委員	<p>坂口美由紀と申します。私は、コモドアートプロジェクトという任意団体を作っております。文化情報誌「ステージガイドドコサ」というフリーペーパーを毎月発行しております。今回応募しようと思いましたが、一昨年にチャレンジ協働事業で熊本の文化情報の収集発信のしくみを作るということで、熊本市の文化国際課さんと取り組みました。その中で、やはり民間で考えることと、市が求めるものに格差がありまして、そのすり合わせや、「この仕事は民間が向いている」、「この役割は行政がやるべきこと」というような違いが少しずつ分かってきました。そういった気持ちを一市民として、発言できたらと思います。個人的には、富合町の出身で、今は熊本市の新町に住んでおまして、一昨年くらいから新町のまちづくりなどの青年会のみなさんと活動したりしております。どうぞよろしくお願ひします。</p>
中村委員	<p>中村です。市民協働の環境事業でエコパートナーくまもとの会長をやらせていただいております。健康くまもと21の健康づくりできます店舗会の部員です。食農塾の方でも幹事をやらせていただいております。市民の側からの意見が言えればと思っております。エコパートナーと食農塾の方は、行政から独立してくれということでした。市民協働とは何かということをお場で話していければと思っております。エコパートナーは、市民をまとめなければいけないということで独立しました。葛藤という状態になっています。今、熊本市の市民の活動のあり方の狭間に入って苦しんでいるところで、私達も独立して自立していかなければという思いがものすごく強くなっています。要するに行政にお任せではいけないということです。一度、市民協働の事業でまちづくりIT委員会もやったのですが、それも毎年委託が変わったようで、現在20人くらい残って、地道にゲリラ活動というか、校区のPTA関係のホームページ作ったりする皆さんとネットワーク組んで、活動をやっています。その発表の場というか、意見などが言えればいいかと思っております。よろしくお願ひいたします。</p>
野中委員	<p>こんにちは。ここに書いてありますように植木町の国際交流協会の会長をしております。野中麗子と言います。まだ2年目でほやほやです。熊本市が海外と色んな交流を結んでいますが、去年の1月からはその仲間に加えていただいて、市の海外との交流の中の一協会として認めていただいておりますので、これから先、今まではどうしても行政が中心となった活動でしたが、国際交流協会が中心になってやっていくにはどのようにすればいいのかということを含めて、色んな勉強</p>

	<p>をさせてもらいたいと思います。</p> <p>また、以前新聞等で、自治基本条例の制定で議会からクレームがついたりして、流れたという経緯を見ておりましたので、なぜ、一朝一夕にこういう条例が成立しなかったのか、その経緯をしっかりと検証させてもらって、本当に市民ひとりひとりがこの基本条例のことについてよく知り、それを生かす、そういう活動ができるようになるといいと思い、普通の市民の目線で、この条例について考えてみたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。</p>
毎熊委員	<p>毎熊と申します。フード&ライフスタイル協会という任意団体を立ち上げまして、食育と子育て支援を中心に活動しております。県立大のアクセス研究員という形で食育の方をさせていただいております。本当に市民の立場ってところからの素朴な発言をしたいと思っております。自治推進委員会について、この機会に知りましたので、もっともっと勉強させていただいて、私なりに何か発言できればと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。最後にもう一人、松崎景子委員がいらっしゃいますけれども、本日も都合により欠席する旨のご連絡いただいております。なお、松崎景子委員はNPO法人九州評価機構の理事長を務められておられて、前期の自治推進委員会の委員でございます。ご紹介させていただきます。ここで本日出席しております、事務局側の職員を紹介させていただきます。</p> <p>(順次紹介)</p> <p>(3) 委員長・副委員長選出</p> <p>次に、熊本市自治推進委員会規則第4条第1項に基づき、委員長、副委員長の選出を行います。委員長及び副委員長は、委員の互選により定めとなっております。どなたか、ご推薦はございませんでしょうか。</p>
浅尾委員	<p>推薦というよりも、前提としてお話します。前期の委員会をインターネットで見させていただきましたが、市民協働というテーマで今から市民が参画していくということが大事ということで考えて、各先生方には助言等いただいてきました。そろそろ市民が独立して司会をやり、事務局と一緒にやり、先生方には助言者としてご協力いただければ非常にありがたいなと思います。もし、先生方に最初からお願いするという予定がなければそれでいいかと思います。</p> <p>それと、荒木先生は、最近、体調不良ということも分かっております。本当は先生を推したいのですが、せん越ですができたら市民の中から正副委員長が出てきたら、新しい時代に入るかと思っております。どなたかが、私はやりたい、やれる、という方が出ただけだったらいいかなと思っております。いかがでしょうか。</p>
中村委員	<p>私は、自治基本条例の起草委員会からその後各地であった会議まで出ておりますが、途中で関係がぱつんと切れております私としましては、委員長は方向付け役なので、2年間の経験を有する上野さん、荒木さんを正副委員長として、私た</p>

	<p>ちが意見を言って、受け付ける役になっていただけたらと思います。前期2年間の委員をされた方々がよいかと思うのですが、松崎さんはNPO法人ですので、前正副委員長の方が議事、進行が進むかと思います。</p>
事務局	<p>今、お二方からご提案をされましたけれども、他にございませんでしょうか。では、浅尾委員の方からはどなたか自薦でというお話がございました。立候補される方はいらっしゃいませんか？</p>
浅尾委員	<p>立候補します。</p>
事務局	<p>では、浅尾委員が、委員長、又は副委員長という形で立候補なさいました。それでは他に、立候補される方はいらっしゃいませんか？</p> <p>(ほかに立候補なし)</p> <p>では、ここで多数決により決定をさせていただきたいと思います。中村委員の方からございました、上野委員をこれまで通り委員長、荒木委員を副委員長に、という案と、浅尾委員を委員長、又は副委員長にという立候補による案の、二つの案がありました。</p> <p>上野委員を委員長、荒木委員を副委員長にする案に対して、賛成の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(4名)</p> <p>浅尾委員を委員長又は副委員長にという方、挙手をお願いいたします。</p> <p>(3名)</p> <p>中村委員のご提案が、4名。浅尾委員のご提案の方が、3名。多数決で上野委員を委員長に荒木委員を副委員長に決定させていただいて、よろしいでしょうか。</p> <p>(全員了承)</p> <p>はい、ありがとうございます。では、上野委員に委員長職を、荒木委員に副委員長職をお願いいたします。</p> <p>それでは、上野委員は委員長席の方にお移りください。</p> <p>上野委員長に一言ご挨拶をお願いいたします。これからは、上野委員長に進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
上野委員長	<p>はい、大変思い入れを持って、ご参加していらっしゃることも分かりました。こういう委員会の委員長を大学の教員がやり続けるやり方ではなくても「あり」だろうと思っております。たまたまご推薦いただきましたので、委員長をやらせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。</p> <p>ところで、非常に多彩なメンバーで、幅広いご意見をいただきまして、自治基本条例ができるまでのドラマを踏まえつつ、条例制定後の市民の思いをカタチにしていって自治推進を目指していくにあたって、市民の視点からのご意見というの</p>

	<p>が本当に大事なのではないかと感じております。もちろん条例の見直しも当初予定されておりまして、政令指定都市になって区政も始まりましたので、そういう意味では新しい制度化が必要となっております。こちらについても様々な観点からのご意見いただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>残りの時間については、委員会は今回何をしていくのか確認をしていくという所から入っていきたいと思います。</p> <p>お二人ほどは条例の起草までやられた大変詳しい方ですが、それ以外の方については、言葉は聞いたことがあるのだけど、中身については分からないという方もあるかも知れません。それに、この委員会は第1期の答申をしております。そういうものについてもお伝えをした方がいいのかと感じております。自治基本条例の概要については、事務局の方で説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(4) 議事</p> <p>それでは、自治基本条例と市民参画と協働の条例についての説明をさせていただきます。</p> <p>まずはお手元の資料1「熊本市自治基本条例検討経過について」の中から、主だった点のみご説明をさせていただきます。</p> <p>自治基本条例そのもののスタートが、本市の特性を活かした、「だれもが住みたい暮らしたいと思える個性溢れる新しい熊本づくり」を、市民の皆様と一緒に知恵と力を出し合い協働のもとに進めていく、というために、行政だけではなく、市民の皆様方にもまちづくりの主役として、これからの新しい時代において果たしていただく役割を改めて見つめ直していただき、「自分たちのまち自分たちが作る、まちづくりの主役は市民である」といった市民自治の精神に基づいたまちづくりのルールを作る必要があるということから、平成15年9月に、「協働のまちづくりをすすめる市民会議」が設置されたことが始まりでございます。</p> <p>この市民会議におきまして、自治推進条例の素案がまとめられ、行政内部での検討を経て、平成17年の第1回定例会に提案がされました。市議会では「地方自治の推進に関する特別委員会」におきまして、約2年間に渡り審議されましたけれども、議員の改選の時期も重なりまして、審議未了として条例案は廃案となりました。しかしながら、特別委員会の中で、市民、議会、執行部が一体となってよりよい条例案の制定を目指すという提案がなされまして、平成19年9月に市民、議会、学識経験者、執行部からなる「自治基本条例検討委員会」が設置されまして、自治基本条例に規定すべき項目ですとか内容等についての検討が行われてまいりました。そして平成21年3月に検討委員会からの報告が提出されております。</p> <p>この報告書を最大限に尊重し、内部で検討を行いまして、条例の素案をまとめて地域説明会ですとか、議会での説明、又様々な方々からの意見を参考に条例案</p>

	<p>を作り上げ、平成21年の第3回定例会の方へ提案し全会一致で可決されたところでございます。様々なご意見が出され、活発な議論が交わされた中で、大変多くの方々の思いが結集された自治基本条例が制定されたのではないかと思います。</p> <p>また、私どもも市民会議の立ち上げから、6年の年月を経ての可決、それからその後の制定に至るまでの間、地域説明会、出前講座での直接の説明、また市政だよりなどの広報媒体を用いた広報活動など市民の方々への情報提供に努めてきたところでございます。条例の目的とこれまでの経緯をご説明いたしました。この条例は、市民と行政、議会が一緒になって市政やまちづくりを進めていくために作られた条例でありまして、条例の第3条に自治の基本理念、第4条に自治の基本原則、第2章に三者の役割が謳われております。また、この条例を平成22年4月に施行いたしました後、5月には第37条に基づく自治推進委員会を設置したしまして、翌年の平成23年4月には第31条に定める条例「市民参画と協働の推進条例」を施行いたしました。参画と協働を拡充するための基本的な事項について定めた市民参画と協働の推進条例につきましては、第1期(平成22年～23年度)の自治推進委員会において、盛り込むべき項目と内容をご検討いただきまして、市民参画の実施や協働の提案、コミュニティ活動の支援などを具体的に規定しております。なお、条例の個別の説明につきましては、本日公布しております条例の解説書をご確認いただければと思います。以上です。</p>
上野委員長	<p>はい、ありがとうございました。何か、今の説明でご質問はありませんか。(質問なし)</p> <p>では、次に「委員会の役割について」ということです。条例で規定された委員会ですが、何をどこまでいつまでにやるのかということ、市長の諮問について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、自治推進委員会の役割についてご説明いたします。この委員会は自治基本条例第37条に定められていますように、自治に関する重要事項について審議していただくための機関として、情報共有・参画・協働の拡充するため継続的に審議していきますことから、審議会の設置に関する指針に基づきまして、市の附属機関という位置付けになっております。自治運営の重要事項に関する事項について審議していくこととなりますが、その内容といたしまして、まず市長が諮問する事項がございます。それ以外の事項についても委員会で審議し、意見を述べることができることとしています。お手元の資料2をご覧ください。諮問事項については二つの事項がございます。まず、自治運営の基本原則に関することとして「情報共有・参画・協働の取り組みについての検証・報告」でございます。これは第1期に引き続き検討いただく事項ですが、市長等が行う取り組みに限らず、自分たちのまち自分たちで創るという熊本市のまちづくりが推進されます</p>

	<p>ように、NPO や地域団体、事業者等が行う情報共有・参画・協働も視野にいれて検証していただければと思っております。二つ目として「自治基本条例の見直しに関すること」でございます。これは、自治基本条例の第39条に基づきまして、4年を超えない期間ごとに適切な措置を講じるとしておりますことから、見直しにかかる項目と内容をご協議いただきまして市長への答申をお願いするものでございます。なお、答申を踏まえまして条例の改正が必要となった場合は、市において条文を検討し改正をいたします。参考といたしまして、諮問事項に関連する自治基本条例及び市民参画と協働の推進条例の条文を抜粋して記載しておりますのでご確認ください。以上です。</p> <p>なお、お手元の資料3でございますが、第1期の自治推進委員会の答申書については、上野委員長からご説明をお願いいたします。</p>
<p>上野 委員長</p>	<p>はい、資料3をご覧ください。これは3月22日に、市長へ答申した内容でございます。答申の際には、委員の皆さんにも来ていただいて、答申書には書けない行間の思いなども伝えていただきました。前回の2年間の委員会は、2010年度の事業の中から9事業抽出いたしまして、その事業が市民の情報共有・参画・協働について対応できているかという観点からヒアリングを行い、それからそれについての検証を行ったということでございます。結構、従来よりも熊本市の市民参画・協働はできあがってきているかと確認できましたが、まだ形式的な市民協働にとどまっている部分もありました。あるいは、情報提供というのは難しく、私たちは自分に関心があるときは欲しいのに届かないと言いますが、溢れている情報は普段は見ておらず、適切な時に適切な方にどのように情報を届けるかということは、電子媒体や紙媒体や様々な手法を用いて行われていますが、さらに工夫をしていただく必要があるのではないかと感じました。さらに、近年、ソーシャルネットワークサービス等も普及してまいりました。ツイッターやフェイスブックなどの活用ということも検討してはどうかということも出ました。実際に幸山市長も数ヶ月前から始めていらっしゃるようですが、市役所でも少しずつ試みられ始めているのではないかと感じています。それから地域団体、市民ボランティアやNPOとの協働関係が非常に難しいということも実感されていると思いますが、さらには目標、役割分担といったことが、地域の中でも一つの秩序として作っていくことについて課題があるのではないかと感じました。さらには、市民と行政、市民同士を結んで協働力を高めていくということが必要であろうと感じております。こういう委員会では行政を批判することは出やすいものです。これについては、行政に改善を求めていくことができます。さらに浅尾委員も仰っていましたように、住民がリーダーシップを取って自ら公共圏を形成していく気風は全国的に弱いです。市民協働が官と市民という関係ではなく、もっと多面的なネットワークや推進の力を持つような形に進めていく必要があるだろうという観点から書いてあります。形式的な情報共有、市民参画や協働は進ん</p>

	<p>でいますが、これからは質の向上が必要だということで説明をさせていただいております。</p> <p>以上、私どものこれからのミッションと昨年の答申内容についてご説明いたしました。何かご質問等はありませんか。</p>
浅尾委員	<p>基本的には、答申書というと、述べるだけで終わる。行政としては、なるほどと思えば、意見が帰ってくるということではないのでしょうか。</p>
上野委員長	<p>このような委員会は、市長が市民に市政についてのご意見を聴きたいということで、諮問をするので「ご意見をください」ということです。ですから、それに対して委員会からお答えをするということが諮問と答申の関係です。それを、行政の施策の中にどのように入れていくのかということは、行政の長の判断があるでしょうし、さらにそれをオーソライズするときに議会の存在があります。地方の政治過程の中に入っていきます。市長ができるだけ尊重しながらやっていくことを期待していますが、それについての結果を委員会に報告していただくことはないです。ただ、今度議会にかけます、あるいは議会で否決されましたというような報告は受けると思いますが、この私たちの答申が決定ではないということです。</p>
浅尾委員	<p>最初、この答申ができるときに、「報告書」というものが作りかけていて、その後、答申書になる、ならないという議論がありました。報告書と答申書は違うと思いますが、事務局が進められていたのは報告書、最後に出されたのは答申書。これから私たちが進めていくための心構えが分かればよいのですが。</p>
上野委員長	<p>報告書を作った記憶はないです。答申書の表現として、報告書と言われていたことはあったかもしれませんが、報告書は作った記憶はありません。</p>
事務局	<p>答申をいただくということで進めていましたので、報告書ではなく、答申書ということです。</p>
荒木副委員長	<p>この委員会は、行政の長から尋ねられたことに対して、市民の方々の意見を聞いてまとめて、答申を出すということです。それをどのように施策に反映させるかということは、答申を受けた側の問題です。そこまでやらなければならないと我々が叫ぶことができたとしても、実現させることまでの決定権、実行権はありません。それを受け止めた行政側は、全国的にどの自治体も、最大限に尊重して対応していきますという返事をされます。</p>
上野委員長	<p>いずれにしても、市長は行政を執行するには強大な力を持っていますが、予算やルールについては最高決定権は議会なんです。私どもは政策の決定はやらない、政策に対して市民としての意見を述べる立場であると思っております。</p>
浅尾委員	<p>意見を述べるだけということですね。</p> <p>それと、前回との委員会との継続性というものはあるのでしょうか。答申書を昨年出しましたが、同じようなことを議論した場合、同じことを答申するというわけではないですね。</p>

上野 委員長	<p>条例に定められているとおり、自治を見守っていく委員会ですので、やり方は別ですが、検証していくことになると思います。昨年度は、多くの事業の中からサンプリング的に抽出して検証を行いました。もう少し工夫の余地があったかと思っております。今、私たちがやるべき諮問事項の一つ目「自治の基本原則に関すること（情報共有・参画・協働の取り組みについての検証・報告）」については、2年間を通してやっていきますが、二つ目の「自治基本条例の見直しに関すること」については、条例を改正するには議会にかけるタイミングがありますので、今年の秋あたりまでには条例の見直しについて集中的に議論するというスケジュールになっていくのではないかと思います。それについて、委員会でまとめ、途中で市長にお答えすることになると思います。時間があれば、それまでの間に、情報共有・参画・協働といった実質的な自治基本条例が動いていくために委員会として助言やお願い等ができることを考えていければと思っております。</p>
浅尾 委員	<p>自治基本条例の第39条第2項に「市長はこの条例の見直しにあたっては、市民参画の手続きを実施します」とありますが、この委員会がこの一部ということで考えてよいのでしょうか。</p>
上野 委員長	<p>おそらくこの委員会も一つでしょうし、私たちの意見を聞いて行政内部で素案をつくれますと、パブリックコメントや地域説明会などの様々な手法がとられるでしょう。議会に上程されるまでにどのように参画の手続きをとられるかは、これから詰められるのではないのでしょうか。事務局はいかがでしょう。</p>
事務局	<p>はい、参画の手法についてですが、条例改正の素案ができましたら、市民アンケートや説明会などを行いながら進めていきたいと考えております。</p>
石田 委員	<p>参画の手続きで質問があるのですが、この自治基本条例の検討経過について資料がありますが、ここにパブリックコメントや市民アンケートとありますが、もう少し確認したいのが、具体的にパブリックコメントにどのような意見が出て、どのようなことが盛り込むべきか、課題となるべきかということに関して知りたいです。どの程度条例に反映されたかということが分かるものが市のホームページなどに掲載されているのでしょうか。あれば、次回の委員会で提出していただくと、今後の参考になるのではないのでしょうか。</p>
上野 委員長	<p>本日は、概略的な資料を配布してあります。当時の条例策定の過程を振り返ることが主旨ではありませんが、ただ非常に興味をお持ちなのは分かりましたので、当時の資料を用意してください。</p>
事務局	<p>分かりました。パブリックコメントでの意見等につきましては、ホームページに載っておりますので、ご確認をいただければと思います。また、次の会議でも資料としてご提出いたします。</p>
上野 委員長	<p>今後の進め方と絡んだご質問をいただいているので、事務局が準備されているものを聞いてからご質問いただくということによろしいでしょうか。</p>

	<p>今後の進め方についてですが、頻繁にお集まりいただくことはできませんので、限られた委員会でございます。その時間の中で、集中的にご議論していただきます。どのようなスケジュールリングで考えられているか事務局よりご説明願います。</p>
事務局	<p>今後の進め方、開催スケジュールについて併せてご説明させていただきます。資料4をご覧ください。自治推進委員会規則でございます。この第5条に会議についての項目がございます。会議の議事の進め方について規定しているところでございます。次の第6条には、会議の公開、会議は原則として公開とするということでございます。第7条として、委員会の庶務は市民協働課で行います。そして第8条として、会議の運営に際し、必要な事項は、市長が別に定めるとしてまいります。従いまして、諮問事項以外に必要な事項があれば、委員の合意により協議ができるということになります。それから、5条に戻りますが、5条第4項にありますとおり、協議に必要な資料は事務局で用意をさせていただきます。その他に必要な資料がある場合には、委員会を通して事務局へ資料の提出を求められることができるとなっております。規則に基づく委員会の進め方については以上でございます。</p> <p>次に、開催のスケジュールでございます。こちらは、事務局の方から資料を配布いたします。</p> <p>(資料配布)</p> <p>これは、第2期となります今後のスケジュールでございます。予算の都合もありまして、1年間で5回、2年間で計10回の会議を開催する案となっております。まず、左側が一つ目の諮問事項「自治の基本原則に関すること」のスケジュールでございます。右側が、二つ目の諮問事項「自治基本条例の見直しに関すること」となっております。次の第2回目の会議の協議事項としましては、庁内から集計・取りまとめを行っております。平成23年度の情報共有・参画・協働の取り組みについての報告・分析をさせていただきます。第3回目以降に予定しております、自治基本条例の見直しについての進め方について協議を予定しております。その後、3回程度の会議を経て、今年度内に条例の見直しについてご提言をいただきまして、24年度は、情報共有・参画・協働の検証をしていただき、答申書をまとめていただければと考えております。スケジュールとしては、大まかなものとなっておりますが、以上でございます。</p>
上野委員長	<p>進め方、会議の回数、時期についてご説明いただきました。ご質問はありますか。</p>
浅尾委員	<p>先ほど、荒木副委員長のお答えが欲しかったのが、自治基本条例を策定する過程の議会との議論、委員会の議論を見ていましたときに、条例の見直しは自治推進委員会に担わせる仕事ではないというやりとりがあって、それを外した経緯があるんです。見直しについては、別の公募であったり参画の手法がとられると思</p>

	<p>っていたのですが、その議論は飛ばして行ってよろしいのでしょうか。議会も参加して作った経緯もあるので、荒木副委員長、いかがでしょうか。</p> <p>自治推進委員会に条例の見直しを担わせてくれという議論が認められなかったので、別の参画の手法で行うというような経緯を見たのですが、それは良かったのでしょうか。</p>
荒木副委員長	<p>そういう意見を出すことができるということで、自治推進委員会で決定することではありません。決定したことに従うということは言っていないはずで、ですから、条例の修正、改正、決定は議会のお仕事でございまして、自治推進委員会でやれるわけではありません。このような問題があるので、考え直してほしいといった意見は、提言という形で出していいという理解をしております。</p>
浅尾委員	<p>わかりました。自治推進委員会で条例を作るというところまではやらないということの決定だったということですか。そこで最後の「条文に見直しをやると市民参画の手法をとる」ということなんですね。それを、第39条第2項を受けて自治推進委員会の中でも議論して提言をしていくと理解してよろしいですか。</p>
荒木副委員長	<p>私は、そのように理解しております。</p>
上野委員長	<p>様々な政治の場で、オーソライズされた条文というのがこの自治基本条例ですね。作る過程で様々な思いがあったでしょう。今、このできあがった条例を見ますと、第39条に規定されていますとおり、「市長は見直さなければならない」、「市長は市民参画の手続を実施します」、そして第37条に自治推進委員会設置の規定があるので、見直しにあたって、この委員会を利用しようと市長が考えられるのは合理的な話でしょう。もちろん、浅尾委員が言われる、全く違う組織を市長がやられるという可能性を全く否定するものではないですが、その選択は市長がされる話ではないかと思えます。他の方はいかがですか。</p>
野中委員	<p>第2回の委員会で、平成23年度の取り組みの報告・分析等が掲げられておりますので、答申書に出てきた成果と課題は明らかになると思うので、その特に課題の部分について私たちは、市民の立場、活動している者の立場から課題解決に向けて意見を言うということが、我々委員会の役割なんだと思えます。それから、市長の条例の見直しにあたっては、市民参画の手続きを実施しますとありますが、条例が見直さなければならないのはもちろんですが、それを改正する方法に行くのか。そのまま残されていくということも考えられるのであって、現在進行中の条例が妥当なものであったかということをいろいろな立場から議論するのが、私たちの役割だと理解しましたがそれでよろしいのでしょうか。</p>
上野委員長	<p>後者のことについては、もちろん現実社会が変化していく中で、これでよいかということをチェックしていきましょうということで、何も以前のものを否定して変えろと言っているわけではありません。ただ、今回状況が変わっております。区ごとの区民会議という考えがありますが、議会で一応否決されました。ただ区</p>

	<p>の取り組みというものも、これから必要となってきます。政令市をつくるときの大きなアイデアでもありましたから、こういうものをどのように制度化していくかということに行政の方が問題意識を持っていらっしゃるところは、私たちも同じように共有できるところがあると思います。他にも大きな改正点とすれば、区ができたことで、区ができる前の条例をそのままにするのか、どのような改正を加えるのかという観点で少し考える必要があると思っています。</p> <p>それから、平成23年度の検証については、非常に膨大なものを集めて調書にいただいていますので、これについてご報告をいただいで自由に議論いただければと思っております。私どもが答申しましたものは、平成22年度の取り組みについてしか検証できていません。3月に答申したものが、平成23年度に反映されているわけではないですので、仕方ないところもあると思いますが、皆さんからのご意見をいただければと思っております。</p>
<p>毎 熊 委 員</p>	<p>いろいろなやりとりを聞いていて、分からなかったことが分かるということが非常に助かるのですが、何も知らないというところからの発言としては、何をどうやって意見を言えばいいかということが明確に分かるほうが助かります。多分に膨大な量があると思いますし、条例についてのいろんな見直しと言われても、どこをどのように見直すのかということがあるので、市民会議について話し合いたいなど、提言をしていただくと助かります。第2回の資料等には、そのようなところを確認できると思っております。</p>
<p>中 村 委 員</p>	<p>極端に言うと、2年間で10回の会議ですので、もう少し個々の問題について、市長が提言を見られて変えなければならぬと思うような、強烈な市民としての意見の答申書になっていけばと思います。今の話しを聞いていると、委員会のレベルが上がっているとは思いますが、市議会の話のようで、市議会議員になってから言うことではないかと思いました。私は、自治協議会の副会長という形で、自治会1,100人をまとめて、まちづくりなどを行っています。実際に、高齢者の見守りや民生委員からの相談が個人情報保護条例に対してあっているんです。そういったところを、意見を言ってどうにかして欲しいということで参加しています。机上の話ばかりして、結局、答申書が今のような話だけになると条例の改正について何条を改正するという話だけになります。例えば、個人情報保護条例というのがあるって、高齢者を助けるのにだめだとか、地域包括センターに報告しようとしたって、個人情報だからだめということではなくて、自治会長権限で聞けるといった具体的なつくりになって欲しいと思います。今、話が上の方にいってしまっていて、他所で話して欲しいと思いました。熊本市の交通についての委員会もやったのですが、市にLRTについての答申をしましたが、市に予算がないからだめというだけに終わってしまいました。結果的にそういった意見があるのですが、市にも様々な施策がありますので、それに溶け込みながら意見が言えればと思います。例えば、緑のじゅうたんにも様々な意見がありました。そ</p>

	<p>のような施策に近いところで話すのか、条例で話すのか、もっと小さい自治会レベルの小さな意見を出すのか。要するに、多様性を求めています、今は集約してそこだけ話そうとしています。他の人の意見が出ないような会議はやめた方がいいと思います。</p>
上野 委員長	<p>条例の議論は、たまたま聞かれているのでやるだけで、本来、ここは行われている市の施策の市民参画・協働が高度に進むために話し合う場です。例えば、昨年度はあまりできませんでした、NPO や地縁団体の方がうまく活動できる仕組みはないかといった話をするのが、本務だと思います。ただ、根幹に関わる重要な条例ですから、やはり市民の代表として皆さんのご意見をお聞きしたいということだと思います。私たちは意見を出せば、実現しないと出さなければならぬと思いがちです。しかし、今日もメディアの方がいらっしゃっていますが、このような意見を積み重ねていったこと、例えば起草委員会の方が積み重ねられて考えられたことは歴史に残って、さらに市民社会を育てています。少し条例を作るには熊本市も戸惑いましたが、それは大きな経験をたくさんの方がやったので、ささやかな委員会ですが、こうやって市民の方々が変わり代わり参加するという機会は、後々法律を作ることはできませんが、それに向けて皆さん方の思いを出していただける有効な機会だと思います。議員、政治に対して強いのは、市民です。議員は行政には強いですが、市民の一人ひとりの声には聞き耳を立てなければならない立場ですので、市民として発言いただくことも必要ではないかと思っております。</p>
坂口 委員	<p>私、今回公募で応募する際に始めてこういった条例があるということを知ったくらいで、このような条例が定められていたこと自体も、恥ずかしながら全く知りませんでした。今日、実際に携わられてきた皆さんの思いを聞いて、こういう思いで作られたのだと思うと、さらに勉強してこようかと思えます。ただ、条例を見ただけでは、どこが不足しているのか、どこの中身を変えていくべきなのか具体的には今の時点では分かりませんので、次回の会議の報告をお聞きした上で、何か考えるところを、変えるべきところを言っていけたらと思っております。新参加者といった感じで、今回取り組ませていただこうと思っております。勉強させていただきます。</p>
金子 委員	<p>富合町は、5年前に合併いたしまして、今、自治協議会を立ち上げているところです。まだ、話し合いが5、6回くらい開催されたくらいで。自治ということが富合では分かりませんでした、参加して初めて自治について分かったような状態で、勉強させてもらっているところです。今回、この場に参加させてもらうということは、私も含めて富合町の方にも知ってもらえる機会を与えてもらったと思っております。いろんなことを勉強して、地元に戻って、みんなに報告していきたいと思っております。</p>
石田	<p>私も今回はじめて、協働のまちづくりのための委員をやらせてもらって、ただ</p>

委員	<p>不勉強なところがありますので、パブコメや今回の資料を読み込んで、自分の意見の参考にさせていただきたいと思います。ただ、先程、坂口委員が仰いましたように、この自治基本条例があることやチャレンジ協働事業があることを知らない市民の方が多いと思うんです。実際、協働というのは普及においても実践においても長い時間がかかるので、例えば、ここで出た意見、答申で市民の方に情報発信をして、2年間終わった後に認知度が少しでも上がったということを事務局などにアンケートをしてもらって、市民の50%以上が条例や事業を認識しているというような認知度を上げていくということも必要なのではないのでしょうか。また、自分の地元にも協働の条例の検討委員会が立ち上がっておりまして、私も認識していなかったということもあります。熊本で学び、皆様と意見を共有し考えたことが、自分の地元に戻って活かされればと思っております。</p>
浅尾委員	<p>市長の諮問ですが、諮問されたことはやらなければならないんでしょうか。今、お話を聞いていて、この委員会で自治基本条例のことをやるには荷が重いかと思いました。別のところでやるか、この委員会で自治基本条例の意見が出てきたら出たでいいというくらいにするかでいいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。</p>
上野委員長	<p>与えられたことをやらないということは、委員をやらないということになってしまいますので、そこは委員の判断でやってもらうしかないと思います。行政の方は、聞いているだけです。</p>
浅尾委員	<p>行政の方にも、別のところでも議論しますので、どうぞリラックスしてとでも言ってもらいたいです。そうすると、荷が軽くなるかと思います。</p>
上野委員長	<p>どうぞ、リラックスしてご自分の関心や信条に基づいて仰っていただいて、まとまるかもしれませんし、まとまらないかもしれませんが、それは言ってみないと分かりません。全部の多数決で何かを出そうということはできるだけやりたくありません。大きく2つ3つ意見が別れるならば、それぞれの観点を活かして答申をすればいいのではないかと考えています。ですから、どうぞ気負わずに参加してください。</p>
浅尾委員	<p>そう言ってもらえると、荷が軽くなります。自治基本条例をもとに話をしたり、地域の方の意見も出てきます。まとめるときにたくさんの意見が出たと処理していただければと思います。また、合併して政令市になりましたが、今回は植木町、富合町からお出でいただいています。前回は城南町からお出でいただいていた。合併して政令市になることで、自治基本条例は絶対見直されるべきだとありましたので、自治のあり方を含めて、様々な方の意見を持ってきてもらうといいのかなと思っております。</p>
荒木副委員長	<p>先程、自己紹介のときに、住民自治のことについて研究してきたと申し上げました。市政にしる、県政にしる、国政にしる、政治、行政の度合いといったものが何によって測られるかという、その市民、県民、国民の認識と相対的な関</p>

	<p>係で充実しているかしてないかということになってきます。政治や行政が独りに走ってってしまうということは、市民、県民、国民がそれをストップさせる力がないという風に考えられます。それと同じように、そうなってはいけないので、市民が参画し協働していけば、今まで知らなかった熊本市の条例や、参加できる場ということを市民が認識し高めていくということにつながって行きます。高まることで、行政の先走りや議会のわがままな行動に市民がストップをかけることができる。そうなったときに、市民と行政の相対的な関係の成熟度合いがどんどん高まっていきます。そういう方向へ持っていくという点があるのではないかと考えています。それで住民自治の充実強化を高めていかないと、政治や行政が先走ってしまう。ちょっと待てと言えるように、住民の意識を高めていかなければならないと思います。</p> <p>それから、基本的なことですが、この委員会は市長の諮問に対して答える場です。自治基本条例の見直しとありますが、条例の最終的な判断は議会が行うのですが、議会で審議されている内容の量や質は、首長が99%出しています。議会の方で自ら政策を作成し、提案し審議をして決定していくものは、ごくわずかでしかない。そのような議員を据え代えていくことができるのは、我々市民しかいません。我々市民が強くならなければ、何も提案しない議員を放置してしまいます。市長が我々に諮問しているということは、市長が政策提案を今の行政の力では十分ではないから、市民の力を借りて、日常生活で当面している問題、原因、解決策を教えて欲しいと問われているんです。ですから、市民の立場から発言し、まとめて出す。そのまとめたものを市長が受け止めて、政策提案するときに議会の場に出されるということにつながっていくと私は思って、この委員会の進め方、役割等があると認識しています。ですので、多くの市民の意見を出していただければそれでよいと思います。どんどん意見を出していただきたいので、1回の会議で1人3回は発言することをお願いしたいです。120分しかありませんので、1人3回ですと、3回で12分ほど話されればよいかと思えます。そこで、市民の目線で意見を出していただければありがたいと思っております。</p>
上野 委員長	<p>はい。ありがとうございます。もう時間になってしまいましたので、私の意見は差し控えてまた今度ということにします。</p> <p>(5) 次回の開催日程</p> <p>次回の日程ですが、開催スケジュールを出していただきましたが、事務局の案はありますか。</p>
事務局	<p>(日程案を提示)</p>
上野 委員長	<p>松崎委員のご都合も伺って、とりあえず7月2日(月)を第1希望日ということで事務局で調整を行ってください。また、懇親会もありますので、その後の時間も空けていただけますようお願いいたします。</p> <p>それから次回の議題ですが、平成23年度の参画と協働の取り組み実績報告と</p>

	<p>ということで、おそらく膨大な資料を見ることになると思います。それを見つつ、第3回以降、どのようにお話を進めていくかということについて議論したいと思います。条例については、ご意見をいただきながら進めていきたいと思いますが、分からないことがありましたら、そのようなことは気になさらないでよいので、気付かれた観点から仰っていただいて、私と荒木副委員長のほうで委員会の案までは整理いたしますので、多くのご意見をいただくというように進めていきたいと思います。次回の一週間前までに、皆さんに資料を郵送するということになると思います。このような進め方でよろしいでしょうか。</p> <p>(全員了承)</p> <p>はい、ありがとうございます。何か皆さん方から、言っておきたいことはありますか。</p>
浅尾委員	<p>2回目以降は、自治基本条例の学習をしないといけないと思ったのですが、いかがでしょうか。</p>
上野委員長	<p>今日は、早く説明してしまいましたので、次回以降お話を聞きながら、もう少し経緯を含めて条例が言わんとしているもの、目指しているものを分かるような説明を入れていくということによろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、そのようにもさせていただきますが、個別に条例のお尋ね等がありましたら、事務局から個別に説明をすることも可能ですので、その時は事務局へご連絡いただきますと説明をさせていただきます。</p>
上野委員長	<p>基本的には、今日配布しています条例、解説を読んでいただくこととこれを目指している姿はお分かりいただけるはずですが。読み込んだことを前提に、さらにということで委員会にはご参加いただければと思います。</p>
浅尾委員	<p>あともう一つですが、前回の委員会では、参画と協働に関する認識が非常に違っていたと思ったので、参画と協働を条例でどのように謳ってあるか、どのようにしようと考えているのかが大事だと思います。その前提として、情報公開・情報共有の話を決めるべきだと思います。</p>
上野委員長	<p>(6)閉会</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>これを持ちまして第1回委員会を終わります。ありがとうございます。</p>